

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 9月26日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第12号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
市町名	機関	職名	市町名	機関	職名
略			略		
三木町	略		三木町	略	
	町長部局	参事、会計管理者、課長、室長、センター長、 <u>主幹</u> 、総務課の課長補佐		町長部局	参事、会計管理者、課長、室長、センター長、総務課の課長補佐
	教育委員会事務局	課長、 <u>主幹</u>		教育委員会事務局	課長
	農業委員会事務局	略		農業委員会事務局	略
	保育所	<u>所長</u>			
	中学校、小学校	略		中学校、小学校	略
	幼稚園	<u>園長</u>			
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。